

4松文法審第2号  
令和4年8月24日

松山市長 野志 克仁 様

松山市文書法制審議会  
会長 倉澤 生雄

特定個人情報保護評価の全項目評価書の再評価について（答申）

令和4年6月22日付け4松（保防）第439号で諮問された標記の件について、別紙のとおり答申します。

# 答申書

## 第1 審議会の結論

予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価の全項目評価書の再評価（案）（以下「再評価案」という。）は、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに適切であると判断する。

## 第2 判断の理由

### (1) 適合性について

適合性は、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか否かを示すものであるが、以下の理由から適切であると判断する。

ア しきい値判断について、当該事務での特定個人情報の対象者数は30万人以上であり全項目評価が必要なところ、全項目評価書案を作成している。

イ 実施主体について、実施機関として松山市長が主体となって特定個人情報保護評価を行っている。

ウ 公表について、作成した評価書案の内容は、全て公表することとしている。

エ 実施の時期について、事前の評価が原則であるところ事後の評価となっているが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種が継続される中、同ワクチンの接種証明書の需要が高く対面を避けて簡素な手続

で接種証明書を交付できるコンビニエンスストア等での交付体制を早急に構築する必要があったことから事前の評価が実施困難であったためであり、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）9条2項に規定するやむを得ない事由に該当すると認められる。

オ 市民の意見を求める方法について、いわゆるパブリックコメントを令和4年6月15日から同年7月14日まで行っている。

カ 各項目への記載について、求められる全ての項目に記載している。

## (2) 妥当性について

妥当性は、特定個人情報保護評価の内容が、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか否かを示すものであるが、以下の理由から適切であると判断する。

ア 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる。

イ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は、具体的で、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載している。

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき特定している。

エ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は、具体的である。

オ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人

情報保護評価の目的に照らし妥当である。

カ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

(3) まとめ

以上の理由により、当審議会は、「第1 審議会の結論」のとおり答申する。

第3 審議の経過

年月日	経過
令和4年 6月22日	諮問書の受理
令和4年 7月29日	審議
令和4年 8月24日	答申

本件審議を処理した委員の氏名

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 桐木 陽子

同 高橋 直子

同 牧本 公明